

相談センターニュース

1 相談の現場から ～ 知っておきたい あんなこと こんなこと

1

Q 1年前に息子が亡くなりました。相続人は母である私だけです。最近、某消費者金融から、私宛に100万円の支払請求書が届きました。内容を確認すると、生前息子が保証人になっており、保証債務を負っていたことが分かりました。

まさに寝耳に水です。息子には、ほとんど価値がない自動車の他に、財産や負債はないと思っていました。今から相続放棄をしたいのですが、できるでしょうか。

A 相続放棄ができる期間は「自己のために相続の開始があったことを知った時から3か月以内」と規定されています。本件では、相談者が息子の死を知ってから3か月を経過していますが、負債の存在を知った時、すなわち支払請求書が届いた時から3か月以内であれば、相続放棄が認められる場合もあります。

<解説>

1 相続放棄の手続

相続放棄は、相続人が自己のために相続が開始したことを知った時から3か月以内に、家庭裁判所に申述し、受理されることによって認められます。

このように「3か月」という期間の制限を設けているのは、相続開始から長期間経過した後には相続放棄を認めてしまうと、債権者など多くの利害関係人を害することになってしまうからです。

2 「3か月」の起算点—その1

相続は人の死亡によって開始するので、身近な親族が亡くなった場合の「自己のために相続の開始があったことを知った時」とは、一般的には死亡した時点となるでしょう。

本件でも、相談者は親子という身分関係であり、疎遠であったという状況も伺えませんから、息子が死亡した時点を相続放棄の起算点と考えるのが一般的です。

3 「3か月」の起算点—その2

相続放棄は、負債を引き継ぎたくないときによく利用されます。したがって、死亡時点で亡くなった方の負債の有無やその額が判明していれば、

相続放棄をするかどうかの判断は容易でしょう。

しかし、相続が開始して、ある程度の期間が経過してから負債が判明することも珍しくありません。本件の相談者も、息子には僅かばかりの資産（自動車）だけがあるものと信じ切っていた様子です。それにもかかわらず、息子の死亡時点から3か月以内に相続放棄をしなければならないとするならば、相談者にとって酷ではないでしょうか。

そこで、本件のような場合には、「3か月」の起算点を債務の存在を知った時とする考え方があり、知った時から3か月以内に家庭裁判所に申立てをすれば、相続放棄が認められることもあります。

4 まとめ

実際の家裁裁判所の運用も「3か月」の起算点については柔軟に解釈する傾向にあります。しかし、本件のように死亡してから3か月を経過した場合に相続放棄が認められるかどうかの判断は、一般の方には難しいかもしれません。

まずは、相続の専門家である司法書士に相談されることをお勧めします。

シリーズ 特商法改正（第3回）

～ 特商法の適用のある美容医療について ～

特商法が適用される美容医療については、他の特定継続的役務提供と同じ行為規制や民事ルールが適用されます。

ところで、適用される規定のうち、筆者が特に注目しているのは、故意の事実不告知の禁止です。

そもそも、医療においては、患者の自己決定権を保障するため、医師に対して説明義務が課されており、その根拠としては、①民法の不法行為（患者の同意なく身体を傷つけることは不法行為であり、説明は違法性阻却事由である同意の前提）、②準委任契約における報告義務、③医師法、医療法、厚労省が示す診療情報提供に関する指針、日本医師会が示す職業倫理指針、などと説明されています。

また、美容医療については、緊急性の乏しさ等から、通常の医療以上に丁寧な説明が求められる、と考えられています。

故意の事実不告知の禁止規定は、上述の説明義務に関する議論と比べて、具体的でわかりやすく、消費生活相談で広く活用できるものと考えます。そして、今後事例が積み重ねられていくことによって、特商法の適用のない美容医療にも説明義務の基準の一つとなって波及していくことが期待されます。

犯罪被害者支援の窓口

今回は、法務局による人権侵犯救済手続の概要と、この手続を利用するにあたって私達がどのようにお手伝いできるかについて紹介します。

法務局では、犯罪により人権侵害を受けた方等から被害の救済や予防を求める申告があった場合、原則として必要な調査を行い、その結果に応じて人権侵害を止めるように加害者に勧告したり、関係改善のための調整をしたりする等の適切な措置を講じるものとされています。

この手続を利用するための手数料は無料で、申告は法務局の窓口等で口頭によって行うことも、インターネットへの入力や申告書の提出のように文章の形で行うこともできます。

このように手軽に利用できる手続ですが、申告の際に、被害の状況や事情を、口頭や文章で説明することに不安や負担を感じる方もいらっしゃるかと思います。

司法書士は、法務局に提出する書類の作成を業務としておりますので、そのような場合には、この手続の申告書の作成についてお手伝いをさせて頂くことができます。

今回は、この手続の内容について、具体的に紹介していく予定です。

司法書士総合相談センターしずおか 常設相談のご案内

【電話相談】

月曜日～金曜日 14時～17時

☎ 054-289-3704

※ 毎週火曜日は「成年後見制度に関する専門の相談員」が担当しておりますので、ご活用ください！

【面談相談】

〈静岡会場〉静岡県司法書士会館 月曜日～金曜日 14時～17時

〈浜松会場〉浜松市福祉交流センター 毎週木曜日 14時～17時

〈三島会場〉三島商工会議所 毎週火曜日 14時～17時

〈下田会場〉下田商工会議所 毎月第3金曜日 13時～16時

〈細江会場〉浜松市北区役所 毎月第1水曜日 13時～16時

〈天竜会場〉浜松市天竜区役所 毎月第1水曜日 13時～16時

※ 各会場とも「予約制」となっております。

お問合せ・ご予約はこちらへ ☎ 054-289-3700

相談は無料です！



相続登記 / 遺産分割調停の申立て / 遺言の作成 / 不動産の名義変更 / 会社の登記手続や株式の管理 / 成年後見制度の利用 / 金銭トラブル / 賃貸住宅をめぐるトラブル / 損害賠償請求 / 多重債務相談 …

法律問題でお困りの方、ご活用ください！！